

議 事 録

会議名	令和元年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 令和元年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	令和元年5月20日（月）14:00～16:00		
開催場所	寒川町役場本庁舎3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、入澤、齋藤(宙)、坂元（欠席：飯野、齋藤(昭)） 事務局：野崎(総務部長)・三橋(総務課長)・高橋(総務課行政総務担当主査)・ 武田(総務課行政総務担当主任主事) 内田(福祉課長)・古谷(福祉課プレミアム付商品券事業担当副主幹) 傍聴者：なし		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 寒川町個人情報保護条例第6条ただし書の規定に基づく諮問について（要配慮個人情報の取扱いについて） 第3号 寒川町情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正について 第4号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 第5号 平成30年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況 第6号 平成30年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第7号 その他		
決定事項	第1号 入澤委員・坂元委員を指名。 第2号 諮問のとおり承認、ただし付帯意見あり。 第3号 出席委員から意見聴取を行った。 第4号から第7号までは、報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：諮問案件及び資料 資料番号2：寒川町情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正について 資料番号3：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号4：平成30年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号5：平成30年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	入 澤 章 坂 元 誠 一 （令和元年7月5日確定）		

議 事 の 経 過

1. 開会 三橋総務課長

2. あいさつ 野崎総務部長
中島会長

※ 総務部長より会長へ、議事第2号に係る町長からの諮問書を手交した。

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中4名の出席により会議の成立要件を満たしていること、また、傍聴希望者がいない旨を報告。

3. 議事

第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として入澤委員及び坂元委員を決定した。

第2号 寒川町個人情報保護条例第6条ただし書の規定に基づく諮問について(要配慮個人情報の取扱いについて)

【説明】 事務局より、資料に基づき説明(資料番号1)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 資料番号1の27ページの申出書は、犯罪により害を被った事実という要配慮個人情報に該当する情報が記載されると思うが、書類の保存方法や管理体制はどのように考えているか。

→ 住民基本台帳事務処理要領が改正され、DV等の被害者を保護するため、加害者に対して住民票の情報を提供できない仕組みが作られたので、今では住民票を動かしている人が多い。そのため、住民票を動かさないで寒川に移り住んでいる人は、数としては非常に少ないと見込んでおり、交付申請書と別に申出書をファイルで管理し、鍵のかかる書庫で保存する方法を考えている。

※ 資料を見ると、政府は過去の事件を踏まえて細かく配慮していると感じるが、現場でどう運営していくかが大事である。DV被害者はもちろんのこと、扶養外住民税非課税者等についてもその取扱いに十分な配慮を要する個人情報であるので、問い合わせに対しては安易に答えず、本人確認をした上で答えるよう、現場で慎重な取扱いをしてもらいたい。

→ 問い合わせに対してはその場で即答せず、慎重に対応するよう担当職員に周知す

る。

※ DV 被害者の個人情報の取扱いについて、以前他市で事件があったため、担当職員の研修や指導が必要と思われるが、どのように考えているか。

→ この事業の担当職員に対して、個人情報の取扱いに細心の注意を払うよう徹底していく。

※ この制度に該当する人に対して事前に告知等するのか、又は本人から自発的に申し出るものなのか。

→ DV 避難者について役場で把握していないので、あくまで本人からの申し出という形になる。窓口にパンフレットを配置する等して周知していく予定。

※ プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）の販売店や取扱店舗に対する個人情報の管理について、約定を取り交わしているか。

→ 商品券の販売店、取扱店舗ともにこれから募集するところだが、販売店については本人確認が必要となるので、金融機関を中心に調整している。金融機関は対象者を把握することになるので、今後契約を交わす中で、個人情報の取扱いについて十分注意を払うよう契約書に盛り込んでいくこととし、各商店に対しても、商品券を取り扱う上で個人情報に配慮するよう同様に求めていくことを考えている。

※ 特定事業者（商品券取扱店舗）の責務として、募集要項に定める事項を遵守するよう定められているが、募集要項の中で個人情報の管理について触れているのか。また遵守しなかった場合の罰則等は設けているのか。

→ 購入引換券を持って金融機関で商品券を購入するときは個人情報が取り扱われるが、商品券を使用し、実際に品物を購入するときは、低所得者か子育て世帯ということではあるが、商品券自体に氏名や住所等の記載はないので、個人情報を取扱うことはないと認識している。しかし、町内で使用される商品券なので、商品券の取扱店舗にはその辺りを十分配慮してもらえよう募集要項としていく。

※ 品物の売買の際は、氏名や住所等の個人情報は取り扱わないということだが、商品券を使用しているということは、すなわち低所得者か子育て世帯であるということ。低所得という事実は、住所や名前以前に周囲に知られたくない情報であると思われるので、商店に対しても個人情報の保護についてよく指導してもらいたい。

※ 個人商店では、近所の人商品券を使って買い物したら、「あの人そうだったんだ。」と噂が流れるような可能性もある。そうならないよう、募集要項に守秘義務に関して定めておくことで、商店は自身が重要な個人情報を取り扱っているという認識を高めるようにしてほしい。

→ 募集要項の中に、商品券を取り扱うに際して個人情報の保護について配慮するよう定めていくこととなると思う。

※ 実施要綱で2万5千円の商品券を2万円で販売すると記載されているが、5千円分は国の負担ということか。

→ 5千円のプレミアム分については全額国で負担する。また、委託料等の事務経費についても国が全額補助することになっている。

※ 資料中、寒川町プレミアム付商品券事業実施要綱が「(案)」となっているが、まだ正式なものではないのか。

→ 要綱の中に要配慮個人情報の取扱いを前提とした規定があるため、本審議会の意見を聴いてから正式に制定することとなる。

答申についての意見・採決

会長が、各委員に本案の賛否を諮ったところ、次のとおりであった。

承認することを賛成する委員 3名（会長は除く。）

全員賛成により、議事第2号は諮問のとおり承認することに決した。

なお、委員より、個人情報の取り扱いについて次のとおり意見があった。

・要配慮個人情報に関する照会等に対応するときは、本人確認を徹底し、慎重な対応（合議の励行により、恣意的な取扱いの防止等）を行うこと。

・プレミアム付商品券は、その性質上一定の個人情報を含むことから、当該商品券を取り扱う事業者に対して個人情報の取扱いに配慮するよう促すこと。

答申書の取り扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申(案)を事務局に作成させ、会長監修のうえ本日の出席委員に送付。各委員は意見を期日までに事務局に伝え、その際の意見の採否については会長に一任させてほしい旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

第3号 寒川町情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正について

【説明】事務局より、資料に基づき説明(資料番号2)。

※ 議事第3号について、諮問案件ではなく意見聴取である理由はなにか。

→ 今回の改正内容が、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関することではないため諮問対象とならないと考えたが、改正内容の客観性を確保するためにも当審議会の意見を伺いたく議題にしている。

※ 制度のもとになるのは条例なので、条例を動かすときには審議会に諮問するべきと思うので、事務局で研究しておいてほしい。

※ 改正案では、会長の選任等を「組織」とし、具体的な審査手続きを「運営」と表現していると思うが、「組織」について「意見の求め」とすることには違和感がある。条文については、ケースごとに整理して項を分けて規定するなど、もう少し工夫したほうが良い。

※ 審査会の側にも考えてもらい、審査会の側から条文案を提案してもらうのも方法としてあり得るのではないか。

第4号 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告(資料番号3)

第5号 平成30年度個人情報取扱事務登録簿の登録状況(資料番号4)

第6号 平成30年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況(資料番号5)

【説明】事務局より、資料に基づき説明

※ 議事第4号、新規登録のあった寒川町いじめ問題に関する調査委員会事務の登録簿について諮問書を取り扱うと記載されているが、諮問書の中に犯罪により害を被った事実等要配慮個人情報に該当する内容は記載されていないのか。

→ 登録の際、担当者に要配慮個人情報の取扱いがないか確認を取ったところ、要配慮個人情報にあたるようなものは載せないようにする予定で取扱いはないとのことだった。

※ 議事第5号、情報公開請求や自己情報の開示請求の去年の件数は、例年と比べてどの程度だったか。

→ 情報公開については例年20～25件なので、平成30年度の請求件数は例年に比べてやや少なかった。自己情報の開示請求は、例年月1件程度なので、平成30年度の請求件数は例年どおりであった。

議事第7号 その他 案件なし

4. 閉会

以 上